

# 平成22年度 四万十市教育行政方針

## 目 次

教育行政方針・・・・・・・・P 1

### 平成22年度の方針と重点目標等

学 校 教 育・・・・・・・・P 3

生 涯 学 習・・・・・・・・P 8

社 会 体 育・・・・・・・・P 9

図 書 館・・・・・・・・P 11

四万十市教育委員会

# 四万十市教育行政方針

## ～基本方針～

教育を取り巻く情勢は、地方分権や構造改革の流れが加速する中、これまでの枠組みを超えた弾力的な教育活動の流れ、そして、新教育基本法の成立など、地方の教育界にも大きなうねりが生じています。また、日本の人口は平成17年以降減少傾向に転じ、地方での高齢化や少子化はますます進行していくものと見込まれています。

このように、教育を取り巻く情勢が大きく変化する中、全国的に子どもに対する凶悪事件や青少年犯罪の多発、さらには不登校やいじめ問題そして子どもへの虐待など、教育に関わる諸問題が広がっています。

四万十市では、現在を平成17年4月10日発足の新市にふさわしい四万十市教育行政の礎（いしずえ）構築期として認識し、今後の教育環境の充実を目指しています。

学校教育においては、これまで進めてきた土佐の教育改革の成果を活かし、これからの四万十市の将来に、より実りある施策として結びつくような活動に取り組みます。子どもたちの健全な成育を目標に、「確かな学力」と「豊かな心」を身につけることによって、子どもたちに「生きる力」を育むことをねらいとして、基礎・基本の徹底と学力の向上にあわせて、自らを律し、他人と協調し、心豊かな人間性を培う特色ある教育活動を目指します。

また、郷土を知り、郷土を愛し、郷土に誇りをもてるような子どもたちを育成していくために、学校・家庭・地域がさらに連携を深め、子どもたちを地域で育む運動を推進します。

社会における生涯学習の必要性は年々増しており、学校・家庭及び地域社会が相互に連携協力を深め、市民の多様なニーズに応えることのできる地域づくりが大切です。そのための社会教育推進体制の整備、学習機会の拡充、ボランティア活動の推進、各種関係団体の育成強化等に積極的に取り組みます。そしてこれまで幡多地域の文化拠点であった伝統を継承するよう芸術・文化活動の振興を図り、芸術や文化が薫る地域社会づくりを目指します。社会体育分野では青少年の健全育成や地域間交流なども含めた幅広い視点から、市民みんなが健康的に楽しく親しめるスポーツ振興を目指します。

これら基本方針に基づき、次のような中期基本目標と基本施策を定めるとともに、各年度の各分野別重点施策と方策を明らかにし、取り組みます。

---

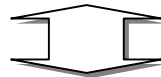
中期基本目標：今後の概ね5年間を達成の目安とする目標

## 基本方針実現のための基本目標と基本施策

四万十市中期(概ね5年間 平成18~22年度)基本目標

地域が燃え子どもたちが光り輝く学びの里づくり

いきいきとした地域コミュニティをつくる  
豊かな自然と伝統文化を継承する  
道徳心と社会規範を尊重する



### 基本施策

1. 学校教育の充実
2. 教育改革の定着と発展
3. 生涯学習の充実と推進
4. 青少年の健全育成
5. 人権教育の推進
6. 芸術・文化・スポーツの振興



### 目標達成のための手立て

#### 教育委員会の施策充実

- ・これまでの取り組みを継承発展させるよう施策の充実を図る。
- ・地域の持つ良さや豊かさを生かした取り組みの充実を目指す。

#### 関係組織による連携協力

さまざまな分野で教育に係わっている関係組織（行政・福祉・非営利の民間組織等）の力を結集し、それぞれの役割を分担するとともに連携による組織的活動により効果的、具体的な成果を得る。

#### 地域・市民の参画

- ・地域、市民の参加を得て、地域の教育力を嵩上げる。
- ・民間活力の活用を推進する。

各年度の目標や施策に反映させる

## 学 校 教 育

### <方針>

これまで進めてきた様々な取り組みの成果を活かし、子どもたちに基本的な学力をきちんと保障できる、「確かな学力」が身につく取り組みや体制づくりを継続します。

豊かな人間性と社会性を軸にして、子どもたち自らが課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を身に付け、社会の一員として逞しく生き抜いていけるよう「生きる力」を育てる教育を目指します。そして、豊かな自然との触れ合いなどこの地域に育まれたことを誇りにできる「豊かな心」の育成を目指します。

学校と地域の関わりをさまざまな形で深め、地域ぐるみで子どもを育む意識を醸成するよう努めるとともに、保護者や地域から信頼される学校づくりに向けて、情報公開など学校の説明責任を明確にするとともに、これまで取り組んできた学校評価の取り組みを今後も進めます。

子どもたちの安全を守るための取り組みを進め、地域や関係機関に協力を求めながら、更なる安全確保を目指します。

様々な課題を抱える子どもたちへの取り組みや、児童生徒支援の充実を進めます。

### <重点目標>

- 1 子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上
- 2 学校再編製の推進
- 3 関係機関・地域との連携協力
- 4 安全教育の推進と安全の確保
- 5 食育の推進
- 6 豊かな心を育む教育の推進
- 7 教職員の指導力と資質の向上
- 8 児童生徒支援と特別支援教育の推進
- 9 へき地複式教育の充実
- 10 情報教育の推進
- 11 義務教育施設の整備
- 12 少年補導センターの充実
- 13 教育研究所の充実

### (方策)

- 1 子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上
  - (1) 授業時数の確保に努め、基礎・基本の徹底や学力の向上に努める。
  - (2) 児童生徒の言語活動の充実に重点を置き、授業改善に努めるとともに、個に応じた教育の推進を図る。
  - (3) 到達度把握・全国学力状況調査結果や授業評価システム、チームティーチング(TT)等の活用を図り、習熟度に応じた指導方法の改善に努める。
  - (4) 継続性を持った学習活動や生徒指導に取り組むため、隣接した小・中学校の連携や交流強化に向け充実させる。あわせて、保育所、高等学校との連携・交流を

深める。

- (5) 効果的な学習指導とゆとりのある教育課程を編成し、指導時数の実質確保に努める。

## 2 学校再編制の推進

少子化傾向はいよいよ顕著となり、地区によっては新入生が居なくなるなど危機的な状況も生まれ始めている。これからの少子化を見据えた適正な規模での学校運営を継続するため、市の全体的視点からの学校再編制計画に基づき、子どもたちの学習効果を基本とした学校再編制を継続的に推進する。

参考：平成21年度は、再度学校再編に係る説明会を西土佐地域で実施しました。また、平成22年3月開催の臨時教育委員会において、平成24年4月に西土佐地域の小学校を1校とする実施計画を承認しました。

## 3 関係機関・地域との連携協力

- (1) これまで四万十市(旧中村市・旧西土佐村含)で取り組みしてきた取り組みの成果の活用
- (2) 学校と地域・家庭の連携を一層密にし、地域の教育力向上に取り組む。
- (3) 各校におけるPTA活動の活性化を図り、学校と連携した活動を強化する。
- (4) 各地区で組織されている「開かれた学校づくり推進委員会」を支援するとともに、それぞれの代表者が一堂に会して、実践発表会や意見交換会を開催し、情報交換に努める。また、開かれた教育行政を目指すため定期的な教育情報の提供に努める。
- (5) 学校評価制度を活用し、学校経営に保護者や地域の意見を活かすよう勤める。

## 4 安全教育の推進と安全の確保

- (1) 児童生徒自ら安全な行動や生活ができる能力や態度を育成する安全教育の一層の充実に努める。
- (2) 安全に関して必要な条件整備を図るとともに、事故や災害が発生した場合に備えた危機管理体制の充実に努める。
- (3) 登下校時の子どもの安全を守るため、学校や家庭と地域が一体となり、保護者や地域で子どもを見守るボランティア活動組織の育成を推進する。

## 5 食育の推進

心身の健康づくりを目標に、地域や家庭そして生産者などとの連携を推進し、くらしの中での食の大切さを学ぶ取り組みを推進する。  
学校給食などで地域食材の活用を推進する。

参考：平成23年4月開設に向け、川崎小学校と西土佐中学校の共同調理場建設に係る実施設計業務を委託しました。

## 6 豊かな心を育む教育の推進

- (1) 道徳の授業時数の確保を図り、授業内容の工夫や指導方法の改善に努め、生命の大切さや善悪の判断、他人への思いやりなどの心を養うため情操教育の充実に努める。

- (2) 人権尊重と平等理念のもと、豊かな心を育む人権教育を推進する。
- (3) 市教育委員会の策定した副読本「四万十市の暮らし」を活用し、郷土意識や一体感の醸成に努める。
- (4) 四万十川に代表される豊かな自然との触れ合いなどを通じ、郷土を愛し、住みよい社会をつくるための環境教育の推進を図る。
- (5) 職場体験学習や社会人講師の活用などにより、児童生徒の興味・関心・意欲を高め、特色ある学校づくりを推進する。
- (6) いじめ、不登校を未然に防ぐ手だて及び早期発見とその解決のため、学校、家庭、地域が関係機関と連携を図るなど、相談体制の充実に努める。
- (7) ボランティア活動や自然体験活動等の体験的・実践的な活動を積極的に推進する。
- (8) A L T（外国語指導助手）の効果的な活用を図り、国際理解教育に努める。

## 7 教職員の指導力と資質の向上

- (1) 校内研修の充実に努め、計画的な授業研究や特色ある学校づくりについての実践に努める。
- (2) 県、市等が主催する研修会、講習会、長期社会体験研修、教科等のサークル活動等に積極的に参加させ、教職員の指導力向上に努める。
- (3) 学習指導要領に基づく教育活動の研究及び実践を深める。

## 8 児童生徒支援と特別支援教育の推進

- (1) さまざまな要因で、不登校傾向あるいは不登校になっている児童生徒への支援のための適応指導教室や相談体制を充実させるとともに、学校と家庭の連携を強め個々の事例により適切に対応できる体制づくりに努める。
- (2) いじめ、不登校、児童虐待等の課題のある児童生徒の状況や背景には、家庭や友人関係そして学校等の児童生徒の置かれている環境の問題が複雑に絡みあっており、学校の枠を越えさまざまな関係機関と連携し児童生徒の多様な支援に取り組むSSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）を配置し、課題解決に取り組む。
- (3) 障害のある子どもの適正就学を図り、能力や特性を最大限伸ばせるよう、指導方法の工夫と学習環境の整備に努める。
- (4) 通常学級に在籍する発達障害等のある学習生活支援として、特別支援教育支援員の配置をすすめ特別支援教育の充実に努める。
- (5) 四万十市就学指導委員会の充実に努めるとともに、特別支援教育の理解促進や相談支援体制の整備を図る。

## 9 へき地複式教育の充実

複式学級が生じない適正規模での学校再編制を模索する一方で、複式学級が中山間の学校に増えつつある現状を踏まえ、複式学級の効果的学習と指導力の充実に向け、交流学习や合同授業、教職員の合同研修等を進め、へき地複式教育の充実に努める。

## 10 情報教育の推進

情報化社会の進化に対応するため、情報機器の活用方法に慣れ親しみ習熟することのできる環境整備を行い、情報機器や情報を主体的に活用できる児童・生徒の育成を図り「分かる楽しい授業」の創造に努める。

## 11 義務教育施設の整備

これまで実施してきた耐震診断を基本に校舎等の耐震補強工事の実施に向け取り組む。

子ども達の学習環境の向上や学校の安全を目指した学校施設の維持修繕に努める。

## 12 少年補導センターの充実

- (1) 補導センター関係者（補導員、補導協力員）等の体制の充実に努める。
- (2) 街頭補導活動の常時実施を図り、非行の早期発見、早期補導に努める。
- (3) 市内の学校、警察署、児童相談所等をはじめ、他市町村補導センターとの連携により適切な指導活動に努める。
- (4) スクールガード、タウンポリスといった地域住民参加型組織との関わりを深め子どもへの犯罪の未然防止活動に積極的に連携協力する。
- (5) 学校安全対策への関わりを強めるとともに、少年の悩みごと、いじめ等についての相談に迅速かつ適切に対応するための体制の充実に努める。
- (6) 明るい家庭と健全な社会環境づくりにより、少年非行を防止するため「家庭の日」の普及に協力するとともに、有害環境の調査、点検と関連業界等に対する自粛、改善の協力を要請する。

## 13 教育研究所の充実

教育上の諸問題について調査研究するとともに、教職員の研修並びに教育研究団体の研究の支援と連絡調整など、教育研究所の体制を充実させ市内全域での教育の振興と充実を目指す。又、学校、家庭、地域社会との連携を図りながら、学校生活への適応が難しい児童生徒が自立できるよう、効果的な指導や援助のあり方を研究し対策を図る。

### (1) 重点目標

調査研究の推進  
資料の収集と活用  
情報教育の推進と充実  
教育相談の充実  
不登校児童・生徒対策の充実  
研究大会の開催  
研究団体の育成  
研究協力員、研究協力校の活用  
連携教育の推進

### (2) 方策

調査研究の推進  
児童・生徒の主体的な学習態度の育成、コンピュータ等教育機器の活用及び学習指導法等の改善についての調査研究に努める。  
資料の収集と活用  
先進校等の研究資料や参考図書などの収集と、その提供に努める。  
情報教育の推進と充実  
情報教育の研修を深め、全ての学校でコンピュータが生かせるよう努める。  
・パワーポイント教材収集  
・教職員の研修の充実

・児童・生徒の情報の活用による、教育の質的向上

#### 教育相談の充実

青少年健全育成のための教育相談の充実を図る。

#### 不登校児童・生徒対策の充実

適応指導の在り方についての調査研究を深め、不登校児童・生徒の自立を促す。

#### 研究大会の開催

教育研究大会（教科等、教科外、講演会）を開催し、教育実践の交流と研修を深める。

#### 研究団体の育成

各研究団体（サークル、部会、校内研究）への研究を支援し、教育実践と研究活動の活性化を図る。

#### 研究協力員、研究協力校の活用

研究協力員、研究協力校を指定し、積極的な連携と支援に努める。

#### 連携教育の推進

小・中の連携教育を推進し、9年間を見通した教育活動を充実するとともに、保育所、高等学校との連携を支援する。学校・家庭・地域の連携を図り、学校教育の充実を図る。



# 生涯学習

## <方針>

社会が物質的に豊かになる過程で一人ひとりが多様な生き方をするようになった反面、少子・高齢化や過疎・都市化の進展、就業構造の変化等により、長い間人々の心のよりどころであった家族や地域共同体と個人、または会社の在り方と個人との関係が大きく変わり、人々の社会的な一体感が弱まっています。

このため、地域共同体や人と人のつながりの価値を再確認し、それぞれの多様な生き方を認め合い、社会の一員として責任感と義務感を持って共に生きることができるような社会を構築するため、学習機会の充実と学習活動の支援に努めます。

## <重点目標>

- 1 生涯学習の推進
- 2 生涯学習施設活動の充実
- 3 社会教育関係団体等の育成支援と連携
- 4 歴史・文化の認識と保護・活用
- 5 健全な社会づくりの推進

## (方策)

### 1 生涯学習の推進

- (1) 自らが考え・実行する主体的な地域共同体を構築するため、誰でも、どこでも、いつでも、必要なことを学ぼうとする市民の学習機会を保障する。
- (2) 自主的・主体的に実施する地域共同体の活動を支援する。

### 2 生涯学習施設活動の充実

- (1) 各種教室・講座の開設や各種団体による発表会・展示会の開催を奨励する。
- (2) 事業実施計画等の市民への積極的な情報発信に努める。
- (3) 高齢者や身体障害者にも利用しやすい施設となるよう改修を進める他、市民サービスの向上に資する管理運営に努める。
- (4) 各施設が連携することにより、生涯学習活動がより充実するよう努める。

### 3 社会教育関係団体等の育成支援と連携

- (1) 社会教育関係団体や市民による芸術・文化関係団体等の組織強化と活動の活性化を支援し、生涯学習活動の活性化に努める。
- (2) 社会貢献活動への参加促進と団体間の相互理解・連携を図ることを支援する。

### 4 歴史・文化の認識と保護・活用

- (1) 伝統行事や郷土芸能の復活・継承への取組みを支援し、地域の活性化に努める。
- (2) 豊かな自然と歴史に育まれた文化を保護するとともに、その活用を図り、地域の活性化に努める。

### 5 健全な社会づくりの推進

- (1) 健全な地域づくりと青少年の健全な育成への取組みを進めるとともに、関係市民団体の活動を支援する。
- (2) 人権教育等の実施や各地区における講座の開催を支援し、人権意識の高揚に努める。

# 社 会 体 育

## <方針>

健康で明るい地域社会づくりの実現を図るため、「明日を担う青少年の健全育成」と「市民皆スポーツ」を促進し、市民のだれもが・いつでも・どこでも、気軽に体育、スポーツに親しみ、楽しみ、深めることができるよう社会体育施設の整備充実と環境づくりを積極的に推進する。

## <重点目標>

- 1 生涯スポーツの推進
- 2 競技スポーツの推進
- 3 スポーツイベントの推進

## (方策)

### 1 生涯スポーツの推進

#### (1) 体育、スポーツ活動の推進

- ア スポーツ教室の充実を図る。
- イ ニュースポーツ、軽スポーツの普及に努める。
- ウ 体育、スポーツ功労者等の顕彰制度の充実を図る。
- エ 市民総合体育祭の充実を図る。

#### (2) 社会体育施設の整備充実と学校体育施設等の有効利用

- ア 社会体育施設、学校開放体育施設等の整備充実に努める。
- イ 社会体育施設の有効活用を促進する。
- ウ 学校体育施設の開放と利用促進に努める。

#### (3) 体育、スポーツリーダーの養成と指導体制の確立

- ア 体育指導委員の充実と活動強化に努める。
- イ スポーツ少年団のリーダー育成に努める。

#### (4) スポーツ団体との連携と育成

- ア 体育協会及び加盟団体との連携強化に努める。
- イ スポーツ少年団の育成に努める。
- ウ 上記以外のスポーツ団体との連携に努める。

#### (5) スポーツ意識の高揚

- ア 各種のスポーツ情報を積極的に提供する。
- イ 研修会、講習会等への参加を促進する。
- ウ スポーツマンシップ、スポーツマナーのかん養と啓発に取り組む。

### 2 競技スポーツの推進

- (1) 学校体育と社会体育の指導者連携の強化に努める。
- (2) スポーツ団体との連携により競技力の向上に努める。
- (3) 競技会を開催し、競技力の向上に努める。

### 3 スポーツイベントの推進

- (1) スポーツイベントの普及に努め、スポーツを通じた地域間交流や情報発信を促進する。
- (2) 四万十川リバーサイドフルウォーク2010を開催する。
- (3) 第16回四万十川ウルトラマラソン大会を開催する。

# 図 書 館

## 【図書館】

### <方針>

生涯学習を支援する機関として、市民の求めに応じ、幅広く資料の収集に努め、図書館サービスの充実を図る。また、子どもの読書に積極的に関わるとともに、市民が気軽に利用できる、親しみやすい図書館を目指す。

### <重点目標>

- 1 市民への効果的な資料の収集
- 2 図書館サービスの充実
- 3 児童サービスの充実
- 4 新館へのスムーズな移転
- 5 管理運営システムへの移行

### (方策)

- 1 市民への効果的な資料の収集
  - (1) 市民の資料要求を正確に把握し、より広範な資料の収集、提供に努める。
  - (2) 参考図書の実と併せて行政資料の収集に努める。
  - (3) 郷土資料・地震・災害資料の収集に努める。
  - (4) 雑誌や視聴覚資料等の収集に積極的に努める。
  - (5) 大活字本の積極的収集（高齢者・弱視者への対応）に努める。
- 2 図書館サービスの充実
  - (1) 利用しやすい環境づくりを図る。
  - (2) 図書館資料の調査・案内業務（レファレンス・サービス）の充実を努める。
  - (3) 巡回文庫と西土佐地域への貸出の拡充を図る。
- 3 児童サービスの充実
  - (1) 児童の読書体験、興味等を的確に判断し、適切な図書案内に努める。
  - (2) 「絵本の読み聞かせ・語り聞かせ」等を積極的に行い、読書意欲の向上に努める。
  - (3) ボランティア等による「読み聞かせ」の活動を積極的に支援する。
- 4 新館へのスムーズな移転
  - (1) 利用者の不便を考慮し、短期間で効率的な移転とする。
  - (2) 本の配置変更など周知徹底を図るとともに、利用しやすい配置に心がける。
  - (3) 各施設の特徴を活かし、施設全般の利用向上を図る。
- 5 管理運営システムへの移行
  - (1) 新館移転と同時に貸し出し検索等において、新システムの運営がスタートするので、利用方法を十分に説明し周知を図る。
  - (2) インターネット等での図書検索が利用者にとって便利で身近なものとなるよう活用の推進を図る。

## 【郷土資料館】

### <方針>

郷土の文化遺産等を生涯学習の振興に役立てる施設として、自然・歴史・民俗・美術品等の的確な資料収集及び展示を行う。また、利用促進のための環境整備に努める。

### <重点目標>

- 1 資料の収集及び調査研究
- 2 展示の充実
- 3 利用を促進するための環境整備

### (方策)

- 1 資料の収集及び調査研究
  - (1) 郷土の自然・歴史・民俗・美術品等の資料収集に努める。
  - (2) 保管資料の調査研究に努める。
- 2 展示の充実
  - (1) 展示目録などを整備し、適切な資料展示に努める。
  - (2) 定期的に常設展示資料の入れ替えを図る。
  - (3) 保管資料の調査研究に基づき、テーマを決め企画展を実施する。
- 3 利用を促進するための環境整備
  - (1) 利用しやすい環境づくりを図る。
  - (2) 新資料等を整理公開すると共に、市内関係機関に広報活動し、利用者の増加を図る。